

大阪、昭58不79、昭59不7、71、昭61.6.9

命 令 書

総評合化労連化学一般  
申立人 日本シェーリング労働組合  
被申立人 日本シェーリング株式会社

主 文

1. 被申立人は、申立人組合員に対して、昭和58年夏季及び同冬季一時金について、下記のとおり是正して得られた額（以下「夏季一時金是正額」及び「冬季一時金是正額」という）から既に支払った額を控除した額（以下「一時金差額」という）及び一時金差額に昭和59年9月14日の翌日から同差額が支払われる日までの間年率5分を乗じた額を支払わなければならない。

記

- (1) 申立人組合員の平均支給月数が、夏季一時金については3.2月分、冬季一時金については4.2月分となるように再査定を行うこと
- (2) 上記の再査定は、既に申立人組合員各人に支払った額を下回らない限度において行うこと
2. 被申立人は、申立人組合員に対し、昭和58年夏季一時金については夏季一時金是正額から58年6月20日に支払った額を控除した額に同日の翌日から59年9月13日の間年率5分を乗じた額を、58年冬季一時金については冬季一時金是正額から58年12月12日に支払った額を控除した額に同日の翌日から58年12月28日の間年率5分を乗じた額、並びに同是正額から58年12月12日に支払った額及び58年12月29日に支払った額を控除した額に同日の翌日から59年9月13日の間年率5分を乗じた額を支払わなければならない。
3. 被申立人は、2メートル×1メートル大の白色木板に下記のとおり明瞭に墨書して、被申立人会社正門玄関付近の従業員の見やすい場所に10日間掲示しなければならない。

記

年 月 日

総評合化労連化学一般  
日本シェーリング労働組合  
執行委員長 A1 殿

日本シェーリング株式会社  
代表取締役 B1

当社が行った下記の行為は、大阪府地方労働委員会において、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であると認められましたので、今後このような行為を繰り返さないようにいたします。

記

- (1) 昭和58年夏季及び同冬季一時金協定を締結するに際して、「組合事務所の移転」及び「組

合は会社業務効率向上、経費節減等会社の諸施策に全面的に協力する」との条項を含めることを条件として、上記一時金の支払いを遅延させたこと

(2) 昭和58年夏季一時金及び同冬季一時金について貴組合員を不当に低く査定して不利益に取り扱ったこと

4. 申立人のその他の申立ては棄却する。

## 理 由

### 第1 認定した事実

#### 1. 当事者等

(1) 被申立人日本シェーリング株式会社（以下「会社」という）は、肩書地に本社を、全国24箇所支店、営業所等を置き、医薬品の輸入・製造・販売を業とする会社であり、その従業員は本件審問終結時約800名である。

(2) 申立人総評合化労連化学一般日本シェーリング労働組合（以下「組合」という）は、会社の従業員で組織されている労働組合であり、その組合員は本件審問終結時約70名である。

(3) 会社には組合のほかに、全日本シェーリング労働組合（以下「全日シ」という）があり、その組合員は本件審問終結時約350名である。

#### 2. 組合事務所について

(1) 昭和46年1月26日、組合と会社は、組合が旧守衛室を組合事務所として使用することについて協定を締結し、以後組合は、旧守衛室の鍵を保管し、これを組合事務所として使用していた。

(2) 54年6月29日未明、組合事務所から火災が発生した。会社は、これを機として組合に対して当分の間同事務所の使用を禁止する旨通知し、同事務所の鍵を付け替え、これを封鎖した。

(3) 組合は、会社に対して、組合事務所を修復すること及び従来どおり同事務所を使用させるよう求めたが、会社は出火の原因が明らかになるまで同事務所を封鎖する旨回答した。

その後も組合と会社の間で組合事務所の使用について交渉が行われたが合意に至らず、同事務所は、依然として会社の管理下におかれたままであった。

なお、組合事務所の出火については、被害が小さいこと等から原因は究明されなかった。

(4) 54年7月24日、大阪地方裁判所（以下「裁判所」という）は、組合が申請した不動産仮処分事件について、組合が組合事務所を使用するにつき、会社は同事務所の鍵を渡さず、許可を条件とする等の妨害をしてはならないとの旨決定した。

(5) しかし、会社が前記仮処分決定に従わなかったため、54年8月初め裁判所において同仮処分決定の履行にかかる事情聴取が行われ、同月7日、会社は組合事務所の鍵を組合に手渡した。

(6) 57年2月26日、裁判所は、組合が提起した組合事務所の使用にかかる建物占有妨害排除請求訴訟において、組合が同事務所を使用するにつき、会社は同事務所の鍵を渡さず、許可を条件とする等の妨害をしてはならない旨判決した。

なお、会社は、上記判決を不服として大阪高等裁判所に控訴を提起したが、59年3月29日、同控訴は棄却され、同判決は確定している。

### 3. 58年夏季及び同冬季一時金について

(1) 58年3月24日、組合は、会社に対して、58年夏季一時金（以下「夏季一時金」という）として58年度賃上げ後の基準内賃金（ただし住宅手当を除く、以下「基準額」という）の4.0月分を6月10日に支給するよう要求（以下「夏季要求」という）し、5月10日までに回答するよう申し入れた。

(2) 58年4月26日、会社は、全日シとの間において、夏季一時金として①基準額の2.6月分及び考課査定分（以下「プラス $\alpha$ 分」という）を支給する②支給日は6月10日とする旨の協定を締結した。

(3) 58年4月30日、組合と会社の間において、58年度賃上げに関する協定（以下「賃上協定」という）が締結された。

なお、上記協定書には「組合は会社業務効率向上、経費節減等会社の諸施策に全面的に協力する」との条項（以下「業務効率等協力条項」という）が定められている。

(4) 58年5月10日、会社は、組合に対して、夏季一時金として基準額の2.6月分及びプラス $\alpha$ 分を協定成立後40日以内に支給する旨回答するとともに、賃上協定に定められている業務効率等協力条項に基づき、研究所等の拡張工事を行うため8月頃までに組合事務所を移転するよう申し入れた。

また、同時に会社は、上記一時金及び組合事務所の移転について、同月20日午後3時から2時間以内で交渉を行いたい旨申し入れた。

(5) 58年5月16日、組合は、会社に対して、組合事務所使用に関して裁判で争っているにもかかわらず同事務所の移転を申し入れてきたことは非常識であるとして、これを撤回するよう抗議するとともに、58年5月20日の交渉に応じる旨回答した。

(6) 58年5月20日、同月31日及び6月7日、組合と会社の間において交渉が行われたが、会社は、組合が組合事務所の移転を承諾しない限り夏季一時金についての協定を締結しない旨述べるのみで、同事務所移転の申入れに関する具体的な理由の説明を行わなかった。

(7) 58年6月8日、組合は、会社に対して①夏季一時金支給の条件としての組合事務所の移転にかかる会社の申し入れは拒否する②同一一時金については支給日を同月10日とすることとして会社の回答に応じる旨通知した。

(8) 58年6月10日、会社は、組合に対して、組合事務所の移転を前提条件とする夏季一時金に関する協定書案を送付した。

なお、会社は、組合員を除く従業員に対して上記一時金を支払ったが、全日シ組合員に対する平均支給月数は、プラス $\alpha$ 分を含めて、基準額の3.2月分であった。

(9) 58年6月11日、組合員は、裁判所に対して、夏季一時金として基準額の2.6月分及びプラス $\alpha$ 分の支払いを求める仮処分を申請した。

(10) 58年6月17日、前記仮処分申請にかかる裁判所での事情聴取において、会社は、組合員に基準額の2.4月分を仮に支払う旨述べ、同月20日、その支払いを行った。

その後、組合は、会社に対して、夏季一時金の未払分として基準額の0.2月分及びプラス $\alpha$ 分の支払いを求めた。しかし、会社は、夏季一時金と組合事務所の移転は切り離せ

ないとの態度を取り続けた。

- (11) 58年10月31日、組合は、会社に対して、58年冬季一時金（以下「冬季一時金」という）として基準額の4.5月分を12月2日に支給することを要求（以下「冬季要求」という）し、その回答を11月10日までに行うよう求めた。
- (12) 58年11月11日、組合は、会社に対して、冬季要求に対する回答を11月10日までに行わなかったことに抗議し、同要求についての団体交渉を同月16日に行うよう申し入れた。
- (13) 58年11月15日、会社は、組合に対して、夏季一時金と冬季一時金とは不離一体の関係にあり、夏季一時金について合意した後に冬季要求に回答するとともに夏季要求についての交渉を同月24日に行う旨通知するとともに組合事務所の移転を前提条件とする夏季一時金に関する協定書案を示した。
- (14) 58年11月21日、組合は、会社に対して、前記通知は意図的に労使紛争の拡大を図るものであると抗議し、冬季要求について有額回答を行うよう申し入れた。
- (15) 58年11月24日、会社は、組合に対して、冬季一時金として基準額の3.6月分及びプラス $\alpha$ 分を協定調印後15日以内に支給する旨回答したが、同回答を行う前提条件として、業務効率向上、経費節減等会社の諸施策に全面的に協力すること、及び夏季一時金については組合事務所の移転を前提条件とする会社作成の協定書案のとおり妥結調印することを求めた。また、同時に会社は、同月29日午後3時から2時間以内において冬季要求及び11月15日付けの会社の通知に関して交渉に応じるよう求めた。
- (16) 58年11月28日、組合は、会社に対して、先に組合が行った団体交渉の申入れを無視し交渉の日時等を一方的に決めたことに抗議するとともに、冬季一時金については早急に解決する必要があるとして、会社が決めた同月29日の団体交渉に応じる旨を文書で通知した。
- (17) 58年11月29日、組合は、会社との交渉において、組合事務所の移転については冬季一時金とは別途協議するか若しくは切り離して継続事項とするようにとの旨主張した。しかし、会社は、これらの事項は一括して協議するよう主張して譲らなかった。
- (18) 58年11月30日、組合は、会社に対して、冬季一時金については、組合事務所の移転を前提条件にすることを除いて11月24日付けの会社回答に応じるので、12月19日に支払うよう通知した。

なお、会社は、全日シに対して、11月16日に冬季一時金として基準額の3.6月分及びプラス $\alpha$ 分を支払う旨回答し、11月26日には、上記一時金を12月9日に支払うとの協定が締結された。
- (19) 58年12月1日、組合員は、裁判所に対して、冬季一時金として基準額の4.2月分の支払いを求める仮処分を申請した。
- (20) 58年12月6日及び8日、裁判所において前記仮処分申請にかかる審尋が行われたところ、会社は組合員に基準額の3.2月分を仮に支払う旨述べ、同月12日に上記金額を支払った。

なお、会社が全日シ組合員に支払った冬季一時金の平均支給月数は、プラス $\alpha$ 分を含めて、基準額の4.2月分であった。
- (21) その後、組合は、会社に対して、冬季一時金の未払分として基準額の0.4月分及びプラス $\alpha$ 分の支払いを求めた。しかし、会社は、組合事務所の移転と切り離して冬季一時

金協定を締結することはできないとの態度を取り続けた。

(22) 58年12月27日、裁判所は、前記仮処分申請に関し、会社に対して基準額の0.4月分の金額を組合員に支払うよう命じた。会社は、同月29日、上記金額を仮払いとして支払った。

(23) 59年6月21日、会社は、組合に対して、夏季及び冬季一時金（以下「58年一時金」という）についての協定書案（以下「58年一時金協定書案」という）を送付し、同月29日までに記名、押印して返送することを求めた。

また、上記協定書案には、夏季一時金についての支給月数は基準額の2.6月分及びプラス $\alpha$ 分、冬季一時金についての支給月数は基準額の3.6月分及びプラス $\alpha$ 分とするとの項目及び業務効率等協力条項が記載されていた。

なお、組合事務所移転に関する条項は削除されていた。

(24) 59年6月22日及び同月26日、組合は、会社に対して、58年一時金協定書案等を議題とする団体交渉を申し入れ、また、7月4日には、会社が組合事務所の移転に関する条項を除いた理由、及び新たに記載されている業務効率等協力条項が58年一時金にかかる協定を締結する上での前提条件であるか否かについて、文書で回答するよう申し入れた。

(25) 59年7月6日、会社は、組合に対して、58年一時金協定書案の内容について何が問題であるかを具体的に明らかにすれば、7月4日付けの組合の申し入れに回答する旨通知した。

(26) 59年7月12日、同月20日、同月26日、8月3日及び同月16日、組合は、会社に対して、58年一時金協定書案等を議題とする団体交渉を申し入れるとともに同協定書案に記載されている業務効率等協力条項の撤回を申し入れた。

(27) 59年8月9日、会社は、組合に対して、組合は58年一時金について既に応諾の意思表示を行っているので団体交渉を行う必要はない旨通知し、58年一時金協定書案に記名、押印することを求めた。

(28) 59年8月31日、組合と会社の間において58年一時金に関する協定が締結された。

なお、上記一時金協定には、業務効率等協力条項が含まれている。

(29) 59年9月14日、会社は、組合員に対して、58年一時金を先に仮払いしていた額を控除して支払ったが、その平均支給月数は、夏季一時金については基準額の2.82月分、冬季一時金については基準額の3.80月分であった。

(30) その後、組合は、会社に対して、全日シ組合員にかかる58年一時金の平均支給月数を明らかにすることを求めた。しかし、会社は、この要求に応じなかった。

#### 4. 58年一時金にかかる考課査定方法及び支給状況等について

(1) 会社は、58年一時金にかかるプラス $\alpha$ 分を決定するについては、1次、2次、3次及び4次にわたり考課査定を行っていた。また、会社は、上記考課査定を行うに際して、別表(1)のとおり従業員の所属する会社組織の長を評定者と定め、これらの評定者に対して別表(2)の評定基準を示し、更に、被評定者にかかる評定の平均が60点となるよう評定する旨指示していた。

なお、上記査定においては、性別、学歴及び職種は査定項目になっていなかった。

別表(1) 考課評定の系統

被評定者	一次評定者	二次評定者	三次評定者	四次評定者
営業所一般外勤職	チーフ チームリーダー 課長	所長	支店長	部長
〃 〃 内勤職	チーフ	所長	支店長	部長
流対課	チーフ	支店長	部長	
課長	所長	支店長	部長	
所長	支店長	部長		
支店長	部長			
本社一般職	チーフ (主任係長)	所属責任者 (課長)	部長	本部長
製造包装員	チーフ (主任係長)	所属責任者 (課長)	部長	
監督職	所属責任者 (課長)	部長		
管理職	部長	本部長		

※ 支店間の調整は営業部長が行なう。

※ 非常に片寄った評価等の平均化修正及び部、部門間の調整は総務部で行なう。

別表(2) 評点早見表

評語	配点				
	30	20	15	10	5
非常に優れている	30	20	15	10	5
優れている	24	16	12	8	4
普通	18	12	9	6	3
やや劣る	12	8	6	4	2
極めて劣る	6	4	3	2	1

※ 評点は整数で記入、中間的なものは中間の評点で記入。

(2) 組合員及び全日シ組合員に支払われた58年一時金にかかる学歴、職種及び性別による1人当たり平均支給月数は次表のとおりである。

		58年夏季一時金				58年冬季一時金			
		組 合		全 日 シ		組 合		全 日 シ	
		人 数	平均支給月数	人 数	平均支給月数	人 数	平均支給月数	人 数	平均支給月数
学歴別	大 卒	12	2.88	(不明)	(不明)	12	3.86	(不明)	(不明)
	高 卒	46	2.83	(不明)	(不明)	46	3.78	(不明)	(不明)
	中 卒	8	2.69	(不明)	(不明)	8	3.75	(不明)	(不明)

職種別	研究職	10	3.00	(不明)	(不明)	10	3.97	(不明)	(不明)
	事務職	30	2.83	41	2.92	31	3.79	34	3.96
	作業職	26	2.74	(不明)	(不明)	25	3.72	(不明)	(不明)
性別	男	36	2.86	(不明)	(不明)	36	3.83	(不明)	(不明)
	女	30	2.77	(不明)	(不明)	30	3.74	(不明)	(不明)
高卒・事務職		21	2.85	37	2.93	22	3.79	31	3.96

また、組合及び全日シの職種、学歴及び性別の区分による従業員の構成は次のとおりである。

(58年12月31日)

		組 合	全 日 シ
職 種	外 勤 者	0 (人)	287 (人)
	そ の 他	70	40
学 歴	大 卒	12	257
	短大卒以下	58	70
性 別	男	36	295
	女	34	32
計		70	327

## 第2 判 断

### 1. 組合事務所の移転及び業務効率等協力条項について

#### (1) 当事者の主張要旨

ア. 組合は、58年一時金にかかる協定を締結するにあたって会社が組合事務所の移転及び業務効率等協力条項を定めることを条件にし、また、同協定の締結を遅らせ組合員に対する上記一時金の支払いを遅延させたことは不当労働行為である、と主張する。

イ. これに対して会社は、次のとおり主張する。

組合事務所の移転を条件にしたのは、賃上協定に業務効率等協力条項が定められていること、及び組合事務所の移転が会社施設の拡張工事を行うために必要であることから上記一時金の原資の捻出と表裏一体をなすことによるものである。

また、業務効率等協力条項を条件にしたのは、薬価基準の引き下げ等による厳しい経営環境を乗り切るためのものであり、更に、同条項については今日まで組合との間で問題になったことはない。

よって、以下判断する。

#### (2) 不当労働行為の成否

前記第1. 3. (1)ないし(5)認定によれば、賃上協定に定められている業務効率等協力条項は、組合に対して組合事務所の移転を義務づけるものでなく、58年一時金協定を締結するにあたって同事務所の移転を条件とする根拠とはなり得ないことは明らかである。

また、会社施設の拡張工事と上記一時金の原資を捻出することが表裏一体の関係にあると認めるにたる事実の疎明はない。

さらに、前記第1. 2. (2)ないし(6)、3. (6)ないし(8)、(13)、(14)認定のとおり、

組合と会社は組合事務所の使用について争っており、かかる最中に組合事務所を移転せよとの条件は、組合にとってはどうも受け入れ難いものであることは明らかである。

次に、前記第1.3.(8)ないし(12)、(15)ないし(19)、(21)ないし(28)認定によれば、会社は、賃上協定に規定されている業務効率等協力条項を根拠に組合事務所の移転を条件にしたことが認められ、会社が昭和58年一時金にかかる協定を締結するに際して同条項を協定に含めることを条件にしたのは、同条項を根拠に組合の運営に支配、介入しようとするものと考えられ、また、会社の経営環境が、この条項がなければ乗り切れないほどに厳しいものであったと認めるにたる事実の疎明はない。

以上を総合すると、会社が58年一時金協定を締結するにつき組合事務所を移転すること及び業務効率等協力条項を協定に含めることを条件にし、上記一時金の支払いを遅延させたことは、組合の運営を支配し、組合を弱体化することを企図するとともに組合員を不利益に取り扱うものと判断され、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。

## 2. 58年一時金にかかる平均支給月数について

### (1) 当事者の主張要旨

ア. 組合は、組合員に対する58年一時金の平均支給月数が全日シ組合員に比べて少ないのは、組合員であることを理由とするものであって、不当労働行為である、と主張する。

イ. これに対して会社は、組合員と全日シ組合員の58年一時金にかかる平均支給月数に差異が生じるのは、職種、学歴及び性別において組合と全日シの構成が異なることによるものであり、また、全日シ組合員の平均支給月数が組合員のそれを上まわるのは、全日シの方が組合に比べて大卒、男性及び専門的知識・能力を必要とする職種の従業員の占める割合が高いことによるものであって、不当な差別ではない、と主張する。

よって、以下判断する。

### (2) 不当労働行為の成否

前記第1.4.(2)認定によれば、58年一時金にかかる組合員と全日シ組合員の平均支給月数を比べると、大卒組合員の平均支給月数が高卒事務職の全日シ組合員のそれを下回り、また、高卒事務職の組合員の平均支給月数が高卒事務職の全日シ組合員のそれを下回り、事務職組合員の平均支給月数が事務職全日シ組合員のそれを下回っていること、がそれぞれ認められる。更に、会社従業員の平均支給月数において、性別、学歴及び職種別に差異があると認めるにたる事実の疎明はない。

また、前記第1.4.(1)認定によれば、上記一時金にかかる会社の査定方法において、性別、学歴及び職種は評定項目ではなく、査定にあたって、会社は平均的な従業員を60点とするとともに部門ごとの平均が60点となるよう評定しており、かかる方法による査定においては、前記第1.4.(2)認定のとおり、性別、学歴及び職種の構成比率を異にする組合と全日シの平均支給月数に差異が当然に生じるものとは考えられない。

さらに、会社は、上記一時金の支給において差異が生じることについて、その他に合理的な理由をなんら疎明していない。

以上を総合すると、前記第1.3.(8)、(20)、(29)のとおり、58年一時金における両組合員間の平均支給月数の差異は合理的な理由に基づくものとは認められず、会社が上

記一時金について組合員と全日シ組合員の平均支給月数において差異を設けたのは、組合員を不利益に取り扱い、もって組合を弱体化しようとしたものと判断され、かかる会社の行為は、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。

3. 58年一時金にかかる他組合員の平均支給月数の開示について

(1) 当事者の主張要旨

ア. 組合は、組合の要求にもかかわらず会社が全日シ組合員の58年一時金にかかる平均支給月数を明らかにしないことは、組合間差別を隠ぺいするもので、不当労働行為である、と主張する。

イ. これに対して会社は、組合及び全日シのいずれにも他組合員の上記平均支給月数を明らかにしておらず、全く同等に取り扱っている、と主張する。

よって、以下判断する。

(2) 不当労働行為の成否

前記第1. 3. (30)認定によれば、会社は、組合が要求する全日シ組合員にかかる58年一時金の平均支給月数を明らかにしていない。しかし、本件においては、かかる会社の行為が直ちに具体的な不利益をもたらしたものとも認められず、組合の主張は棄却せざるをえない。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により、主文のとおり命令する。

昭和61年6月9日

大阪府地方労働委員会  
会長 寺 浦 英太郎